

中小企業振興資金融資制度要領【個別要領】

7 おもてなし環境整備資金

1 目的

この資金は、本市を訪れる観光客を含めた消費者の利便性や顧客満足度の向上等を図るために実施する店舗等の小規模改修及びホスピタリティ向上を図るために事業資金を必要とする企業に対し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 融資対象

融資対象は、次のとおりとする。

企 業 規 模	共通要領第2条に掲げるものとする。
事 業 実 績	共通要領第4条第1項第1号及び第4号に掲げるものとする。
対 象 業 種	共通要領第4条第1項第2号及び第3号に掲げるもので、次の事業を営むものとする。 (1) 小売業（「無店舗小売業」を除く） (2) 飲食店（食事の提供を主とするもの） (3) 宿泊業（ホテル、旅館又はこれに準ずる民宿に限る。） (4) その他、本市の観光振興に寄与すると認められる事業を営む者 (5) 上記の業種を営む企業が主たる構成員である事業協同組合等 ただし、(1) から (4) までについては、信用保証協会の定める保証対象業種の範囲内とする。
そ の 他 要 件	具体的な事業計画を有する者

3 資金使途及び適用要件

資金使途は、運転資金及び設備資金（設備資金については、原則として、融資あっせん申込みの時点で工事等施工前のものに限る。）とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 消費者の利便性及び顧客満足度の向上を目的とした店舗、設備等の小規模改修に要する設備資金

- ア トイレ等の衛生設備の改装
- イ ベッド等寝具、備品什器等の老朽化に伴う更新
- ウ 分煙対策のための改装
- エ 外国語表記のための店舗、看板類の改装
- オ ユニバーサルデザイン導入のための改装
- カ 街並みの美観、景観の向上又は調和を図るための店舗改装
- キ その他、感染症対策、利便向上、顧客満足度等の向上を図るための改装と認められるもの

- (2) ホスピタリティの向上を図るために要する運転資金

- ア 従業員の人材育成に要する費用
- イ マーケティングに要する費用
- ウ その他、ホスピタリティの向上を図るための費用と認められるもの

- (3) 本市観光振興に寄与すると認められる事業に要する設備資金又は運転資金

4 貸付条件

貸付条件は、次のとおりとする。

貸 付 限 度 額	(運)・(設) 合わせて500万円
貸 付 期 間	5年以内
据 置 期 間	1年以内
貸 付 利 率	固 定 金 利 年1.9%
担 保 ・ 保 証 人	融資申込者が取扱金融機関と協議し決定する。
信 用 保 証	必要により信用保証協会の保証付きにできる。

※貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」とする。

※1年を超えた長期資金として取り扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」とする。また、端数調整を行う場合は、最終返済において行うこととする。

※貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準に基づき改定することがある。

※ (運)：運転資金，(設)：設備資金

5 申込手続

- (1) 融資を受けようとする者は、旭川市中小企業振興資金融資あっせん申込書（共通様式第2号）に必要な資料を添えて、市に申し込むものとする。

- (2) 前号の融資あっせん申込書に添付する資料は、次のとおりとする。

履歴事項全部証明書 の写し (法人の場合)	決算書・確定申告書 の写し	見積書等の写し	設備等の図面及び カタログの写し	許認可証の写し (許認可を要する 業種の場合)	所在地の見取図	その他必要な書類 (必要に応じて他の資料を求める 場合あり)
○ (3か月以 内のもの)	○ (2期分)	運転 設備	○	○	○	・個別様式第7号(顧客満足度・ホスピタリティの向 上の具体策を明記) ※必要に応じて ・建築確認通知書又は確認済証の写し

6 利子補給

市は、この資金を借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金利子補給金交付要領に基づき、予算の範囲内で利子を補給することができる。

7 貸付け及び関係書類の保管

- (1) 市は、対象要件等を審査し、適当と認めたものについて取扱金融機関に融資あっせんを行い、取扱金融機関は審査の上、速やかに貸付けを実行するものとする。
- (2) 取扱金融機関は、この資金で貸付けをしたものについて、関係書類に「市おもてなし」の表示をして、返済が完了するまで適切に保管するものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。